

奈良市生涯学習センター  
学習用ノートパソコン等の賃貸借

仕 様 書

# 仕 様 書

## 1. 目的

本仕様書は、学習用ノートパソコン等（以下「機器」という。）の賃貸借について記述する。

## 2. 機器の使用場所・品名・数量・仕様

「仕様書（機器明細表）」のとおりとする。

## 3. 納入場所

奈良市生涯学習センター 奈良市杉ケ町23番地

## 4. 納入条件

- (1) 機器納入時の荷造り、運送、据付及び現地調整に要する費用並びに賃貸借の終了に伴う機器引取り時の撤去、荷造り及び運送に要する費用は納入業者負担とする。
- (2) 令和5年7月1日から正常稼働出来るよう、機器の設置及び配線を行い、指定するソフトウェアのインストール（各種設定を含む）及び動作確認を完了させること。
- (3) 動作確認は、奈良市生涯学習センター（以下「センター」という。）と協議のうえ実施すること。
- (4) 機器納入後、システム・機器の取扱についての研修を行うこと。
- (5) 納入する機器は、それぞれの機種、バージョン等を統一すること。
- (6) 納入する機器には、賃貸借物件であることの表示をするとともに、機器一覧表（機種名、シリアルNo.等）をセンターに提出すること。
- (7) 機器納入に際し、梱包資材等は責任をもって処分すること。

## 5. 機器の保守

- (1) 機器が正常に動作するよう、機器の調整、修理又は、部品の交換等所要の保守を行うこと。
- (2) オンサイト保守サービスを行うこと。
- (3) 障害発生時には迅速に対応し、センターの事業に支障をきたさないこと。なお、交換修理に日時を要する場合は、同等性能を持つ代替機器を提供すること。
- (4) ハードウェアの修理交換を行う場合は、納入時の状態にソフトウェアをインストールしておくこと。

## 6. 配線作業関連

(センター パソコン学習室設置分)

- (1) LAN 配線については有線（カテゴリー5以上）とすること。
- (2) 各配線については両端付近にタグ（接続先表示）を付けること。
- (3) 配線作業を行う為に必要な机の移動・復旧等は今回の作業に含む。
- (4) 機器設置場所はフリーアクセス床となっており、設置箇所には電源用小口コンセントを設けています。「仕様書（配置図）」参照

（奈良市公民館で使用するとき）

- (1) ノートパソコンとプリンターの接続は無線 LAN とすること。

※通常の設置場所：ノートパソコン（25 台）及びプリンタ装置（2 台）はセンターパソコン学習室に設置し、ノートパソコン（4 台）はセンターで別途保管する。

## 7. その他

- (1) 納入する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」及び「奈良市グリーン購入基本方針」に準拠すること。
- (2) 本仕様書に掲げる機器の性能等に関するすべての事項は最低仕様とみなし、性能等にかかる数値等については、すべて同等又は同等以上の性能を有すること。
- (3) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者負担とする。
- (4) センターにおいて別途購入したソフトウェア等の、賃貸借機器への導入を認めること。

## 8. 賃貸借期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

※令和6年度以降において、公益財団法人奈良市生涯学習財団の歳入歳出予算の賃借料の金額について、減額又は削除があった場合には、双方協議のうえ決定するものとする。